

## 全国自治体のガラスびん引渡率は過去最高ながら、引渡量は過去最低を更新

本年3月、環境省ウェブサイト「令和6年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について」が掲載されました【5頁：注1参照】。当協議会では、令和6年度の自治体別実績を、過去のデータや総務省「住民基本台帳人口」、当協議会が2025年3月に実施した2024年度自治体アンケート結果などを使用して、実態をよりわかりやすく分析したレポートを公表いたします。

### <トピックス>

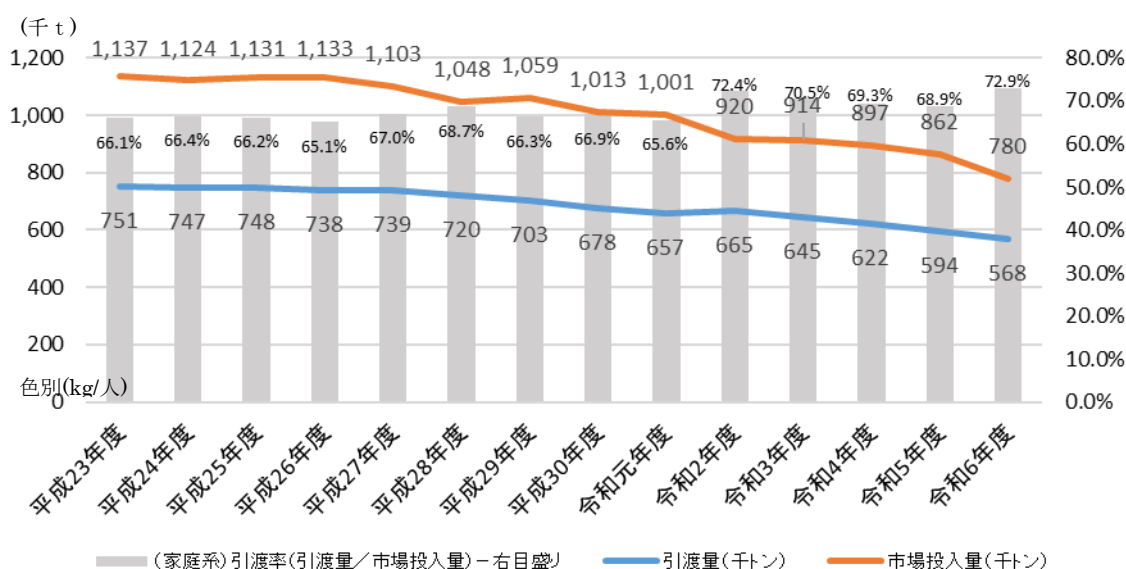
1. 引渡率は72.9%と過去最高を記録
2. 1人当たり引渡量は4年連続減少し、4.57kgと過去最低に
3. 「その他の色」比率は引き続き上昇、「無色」の引渡率は依然低水準
4. 収集・運搬方法によって引渡量や差異率に大きな差

### <概要>

#### 1. 引渡率は72.9%と過去最高

令和6年度の家庭系ワンウェイびん市場投入量に対する引渡率は72.9%となり、過去最高となりました（図1）。引渡率は令和2年度に大きく上昇した後、令和3年度以降低下傾向にありましたが、令和6年度は再び上昇に転じています。市場投入量が減少する中でも、自治体による分別収集・選別保管が一定程度維持されたことが示されています。

図1 市場投入量と引渡率、引渡率の推移

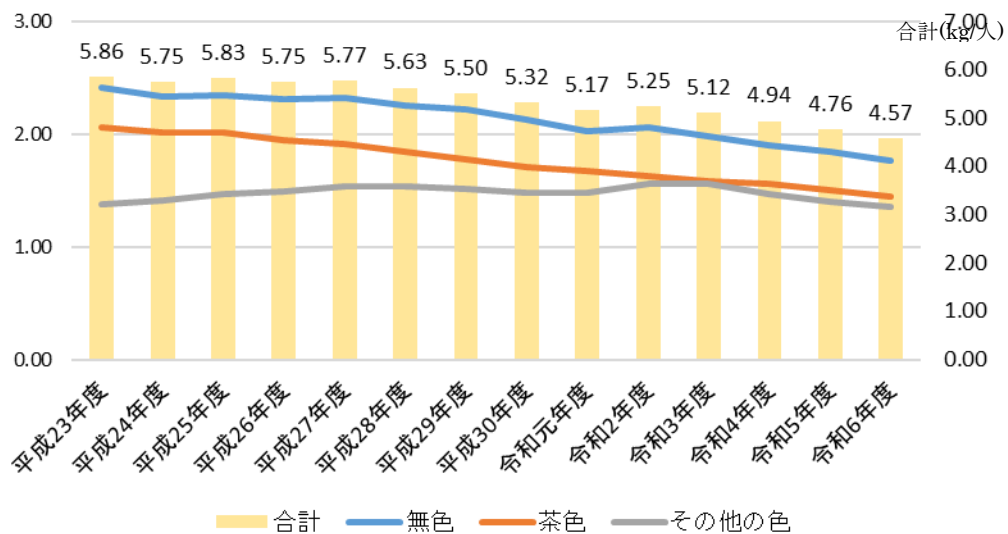


#### 2. 一方で引渡量は過去最低を更新

令和6年度の全国自治体によるガラスびん全体の引渡量は約568千トンとなり、令和5年度に続いて過去最低を更新しました（図1）。1人当たり引渡量も4年連続で減少し、4.57kgとなっています（図2）。色別でも、「無色」「茶色」「その他の色」の全てで減少傾向が続いています。背景

には、家庭系ワンウェイびん市場投入量そのものの減少があると考えられます（図1）。

図2 1人当たりガラスびん引渡量の推移



### 3. 「その他の色」への混入傾向が継続、「無色」の引渡率は依然低水準

色別の引渡率を見ると（図3）、「茶色」は初めて9割を超え、「その他の色」も9割近い高水準となりました。一方、「無色」は令和5年度より改善したものの56.3%にとどまり、他の色と比較して低い状況が続いています。

また、「その他の色」の構成比（図4）は平成23年度の23.6%から令和6年度は29.7%まで上昇しており、「無色」等が「その他の色」に混入している可能性が引き続き示唆されます。

図3 色別（家庭系）引渡率の推移

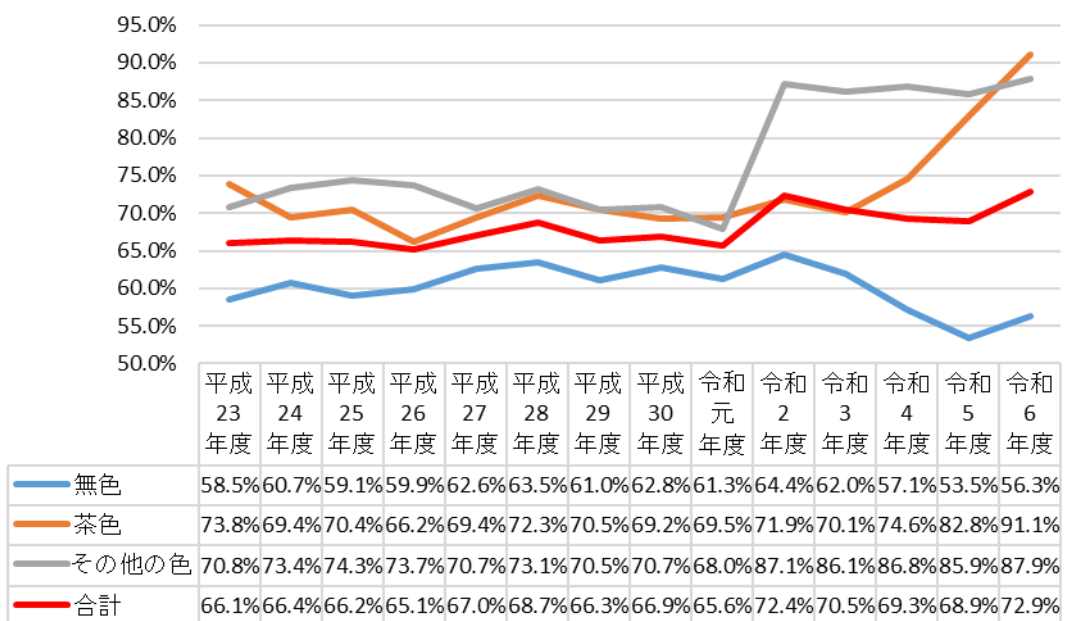
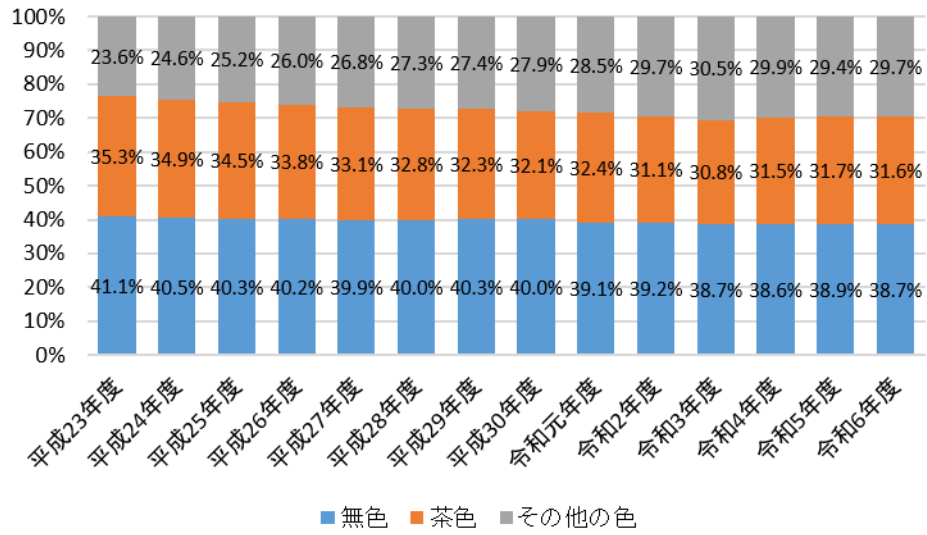


図4 引渡量子別構成比の推移



#### 4. 収集・運搬方法によって引渡量に差

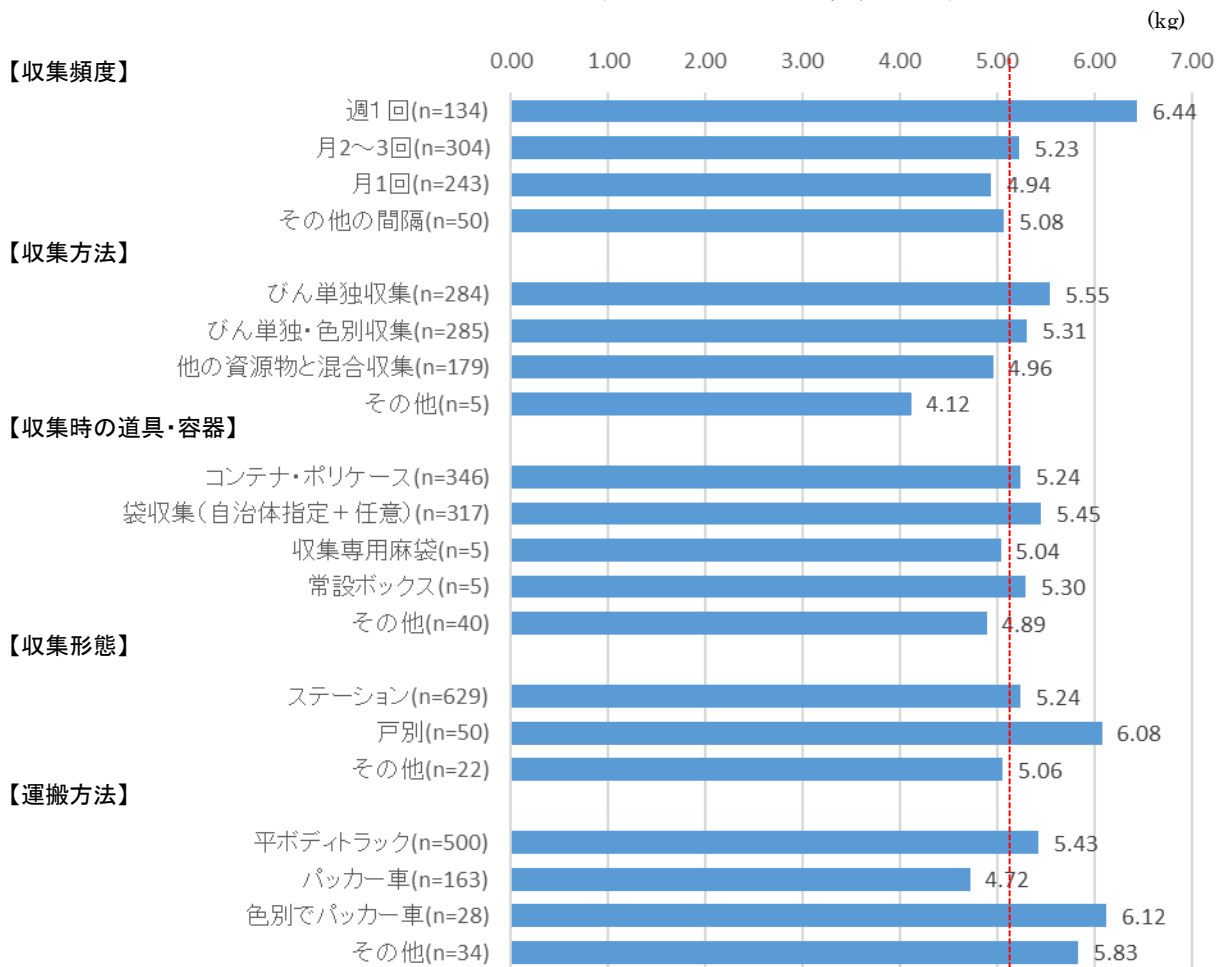
2024年度自治体アンケート結果とのクロス分析では、収集・運搬方法によって、1人当たり引渡量や差異率※に大きな差が見られました。

特に、「びん単独収集」「平ボディトラック」など、びんを「割らない」「他資源物と混ぜない」方法を採用している自治体では、引渡量が多い傾向が見られました。

一方、「他資源物との混合収集」「パッカー車」など、びんが破碎・混入しやすい方法では、引渡量が少なくなる傾向が見られます。

※分別収集量から引渡量を引き分別収集量で除し100倍した値〔差異率＝(分別収集量－引渡量)÷分別収集量×100〕で、分別収集量のうち分別基準適合物として引き渡せなかった割合を表したもの

図 5 アンケート回答別の1人当たり引渡量の平均



5.20kg/人  
アンケート回答自治体平均

## <ガラスびんリサイクルの効率・効果向上に向けて>

1人当たり引渡量、差異率、「その他の色」への混入、いずれにおいても収集・運搬方法で「他の資源物と混合収集」、「パッカー車」など収集・運搬時に「混ざる」「びんを破碎する」方法は悪影響を与える可能性が高くなっています（図6、図7）。逆に、「びん単独・色別収集」「平ボディトラック」は色別に収集したものを混ぜず、破碎せずに運搬することで選別精度が向上し差異率の上昇、「その他の色」への混入を防ぐと考えられます。

図6 収集・運搬方法による1人当たり引渡量の平均

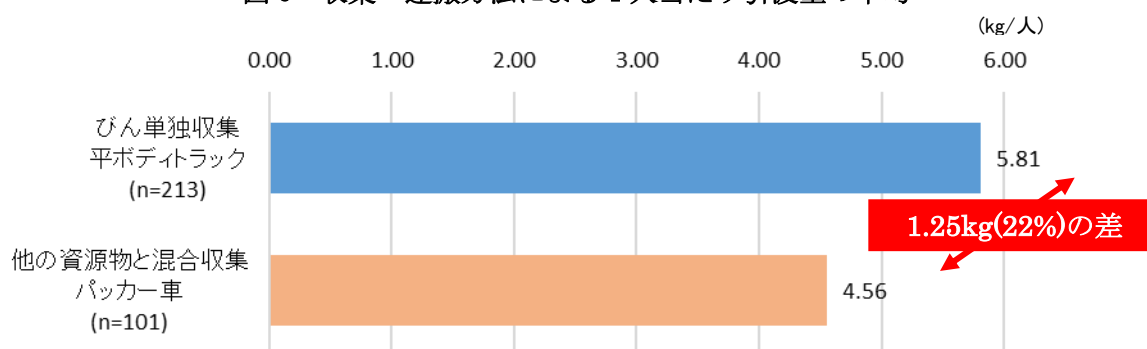
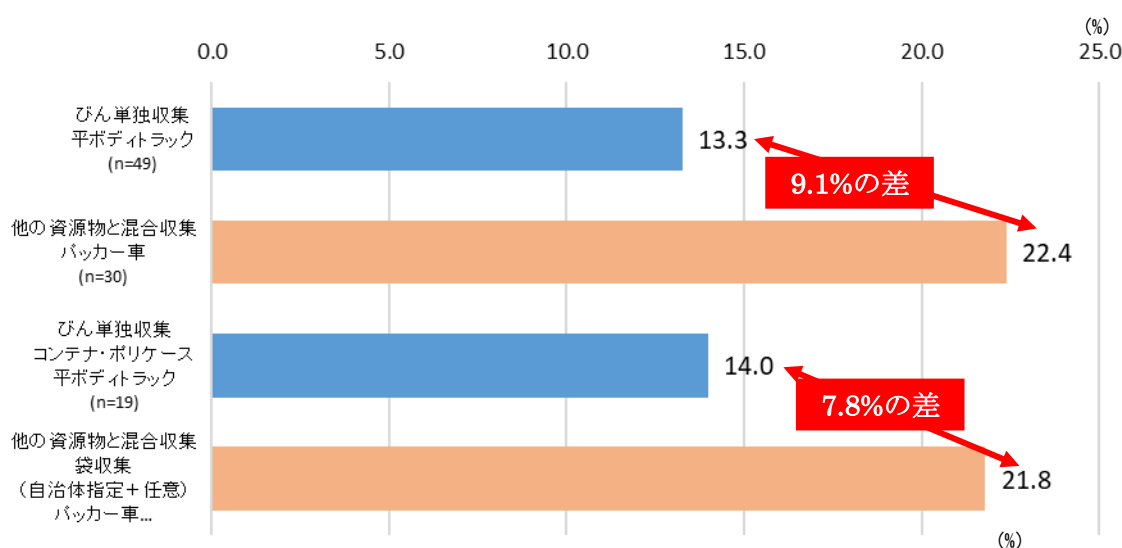


図7 収集・運搬方法による差異率平均



一方で、色別に収集するには、生活者の方のご協力が不可欠であり、空きびんを資源として活用するために色別に排出することの重要性を理解していただくことが重要です。ガラスびん3R促進協議会では、生活者の方への啓発用の資料をWebサイト等でご用意しておりますので是非ご利用ください。

当ニュースリリースに用いた詳細な分析結果は当協議会 Web サイトよりダウンロードいただけます。こちらも是非ご活用ください。

URL: [https://www.glass-3r.jp/gover/recycle\\_tr/pdf/cr\\_rpt\\_2024.pdf](https://www.glass-3r.jp/gover/recycle_tr/pdf/cr_rpt_2024.pdf)

(注1) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績（環境省）

市町村は、容器包装リサイクル法に基づき、以下の容器包装廃棄物を対象に分別収集計画を定めています。

詳細は環境省 HP ([https://www.env.go.jp/press/press\\_03687.html](https://www.env.go.jp/press/press_03687.html)) を参照。

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| [1]無色のガラス製容器            | [6]ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 |
| [2]茶色のガラス製容器            | [7]スチール製容器              |
| [3]その他の色のガラス製容器         | [8]アルミ製容器               |
| [4]紙製容器包装（[9]及び[10]を除く） | [9]段ボール製容器              |
| [5]ペットボトル               | [10]飲料用紙製容器             |

本報告書では、上記のうち、ガラス製容器に関するデータに、住民基本台帳（総務省）のデータおよび当協議会が独自に調べたデータを加味して分析をおこなっています。

ガラスびん3R促進協議会は、ガラスびんはプラスチックを一切使用せずに機能する唯一の容器であり、優れたリユース適性と水平リサイクル特性を有する容器であるガラスびんの3Rを促進することで、プラスチック汚染の防止とサーキュラーエコノミーの実現に貢献してまいります。

問い合わせ先：

ガラスびん3R促進協議会

事務局長 脇坂 光（わきさか ひかる）

〒169-0073

東京都新宿区百人町 3-21-16 日本ガラス工業センター 1階

TEL 03-6279-2577 FAX 03-3360-0377



<https://www.glass-3r.jp>